

平成24年度第1回国地方係争処理委員会

平成24年5月11日

【山崎行政課長】 それでは、委員会を開催いたします。

行政課長の山崎でございます。

本日は、新たに任命されました委員によります初めての委員会となりますので、慣例によりまして、新委員長が選出されるまでの間、私が司会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、おおむね1時間弱を予定しております。

まず、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。50音順にご紹介申し上げますので、お名前をお呼びいたしましたら、一言ごあいさつをいただければ幸いです。

小早川光郎委員でございます。

【小早川委員】 小早川でございます。

専攻は行政法でございます。地方自治制度については、制度面ではいろんなことに関わらせていただいていたけれども、こういう紛争処理というのは初めてです。もっとも、ずっと昔に労働委員会の委員というのをやっていたので、そういう激しい紛争には一応慣れていますが、あまり激しいものが来なければいいと思います。よろしくお願いいたします。

【山崎行政課長】 ありがとうございます。

篠崎由紀子委員です。

【篠崎委員】 篠崎由紀子でございます。よろしくお願いいたします。

関西の方で生活者視点のシンクタンクを経営しております。

国地方係争処理委員会委員は、前期に続きまして2期目でございますが、私自身は皆様のような法学の専門家ではございませんで、民間人として地方制度調査会委員を2期拝命させていただいたのですけれども、どちらかというと、地方の生活者の立場で地方分権を研究しているというスタンスです。

皆様方と一緒に努力してまいる所存ですが、同時にできるだけこういった係争が頻発しないようにと願っている次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山崎行政課長】 ありがとうございます。

高橋寿一委員でございます。

【高橋委員】 高橋でございます。

私は、大学では民法を教えているのですけれども、研究自体は、多少、行政法との中間領域みたいなことをやっております、昨年まで自治紛争処理委員の委員もやっておりました。自治紛争処理委員は、ちょうど案件が私の専門に関わる案件でありましたので、大分集中的に2年間にわたって参加させていただいたのですが、そのときの経験といいますか印象としては、非常にインテンシブで大変だったのですが、なかなかやりがいのある仕事だなというふうにそのとき思いまして、今回お話があったときには、またそういう経験ができるのではないかと思ってお引き受けした次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【山崎行政課長】 ありがとうございます。

牧原出委員でございます。

【牧原委員】 東北大学の牧原でございます。

専攻は行政学でございまして、国地方の係争のあり方についての研究会の委員を数年前にしておりまして、まさか自分がその委員になるとは思っておらなかったのですけれども、そこで活性化も考えたということもございまして、活性化がいいのですけれども、これはあまり案件が来ると大変であると思っているところでございます。

行政学として、特に国と地方、あるいは地方自治については、専らイギリスの地方自治の勉強をしております、ついこのゴールデンウィークに大都市の直接公選首長のレファレンダムというのがありまして、私、やや期待をしていたのですが、期待外れ、ほとんどのところで住民によって否定されたということでございまして、やはり大阪都も幾ら首長が言っても、なかなか住民というのは旧来の制度に親しんでいるのかなと思っておるところでございます。

そういう知見をもっと広めながら、ここで勉強させていただければと思います。どうかよろしくお願いいたします。

【山崎行政課長】 ありがとうございます。

渡井理佳子委員でございます。

【渡井委員】 慶應義塾の渡井と申します。

私は、大学では行政法を教えておりますけれども、自分の研究ということでは、これまで経済規制の問題などを中心にやってまいりました。国と地方との関係については、授業

の中で扱ったり、自治体の委員を幾つかやらせていただいたりはしましたが、特に専門というわけではございません。色々お教えをいただきながら頑張ったいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【山崎行政課長】 ありがとうございます。

続きまして、自治行政局の職員を紹介いたします。

久元自治行政局長でございます。

【久元自治行政局長】 自治行政局長の久元でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

【山崎行政課長】 田部大臣官房審議官でございます。

【田部審議官】 田部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【山崎行政課長】 新田行政企画官でございます。

【新田企画官】 新田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【山崎行政課長】 寺田地方議会企画官兼係争処理専門官です。

【寺田係争処理専門官】 寺田でございます。よろしく願いいたします。

【山崎行政課長】 以上でございます。何とぞよろしく願い申し上げます。

次に、当委員会の委員長を選んでもいただく必要がございます。地方自治法第250条の10第1項の規定によりまして、当委員会の委員長の選出は委員の互選によることとされております。つきましては、委員長の互選について、いかがいたしましょうか。

【牧原委員】 もしよろしければなんですけれども、小早川先生はいかがかとご提案させていただきます。

【山崎行政課長】 ありがとうございます。

ただいま牧原委員から、小早川委員を委員長に選出してはどうかというご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

<「異議なし」の声>

【山崎行政課長】 ご異議がないようですので、小早川委員が委員長に選出されました。

それでは、ここからの議事は、小早川委員長にお進めいただきたいと存じます。

小早川委員長、よろしく願いいたします。

【小早川委員長】 ただいま委員長を仰せつかりました小早川でございます。大変重責、この委員会の任務は大変重要で重たいものでありますけれども、委員長といたしましても、適切な運営に努めてまいりたいと存じております。皆様、ご指導のほど、どうぞよろしく

お願いいたします。

それでは、私の方から、地方自治法第250条の10第3項の規定に基づいて、あらかじめ委員長代理を指名させていただきたいと存じます。

私としましては、委員長代理は高橋委員にお願いしたいと考えております。高橋委員、よろしくお願いいたします。

【高橋委員長代理】 よろしくお願いいたします。

【小早川委員長】 それでは、本日は山崎行政課長から国地方係争処理委員会の概要等についてご説明をいただき、その後、質疑応答ということにしたいと存じます。

なお、委員会の議事ですが、平成13年2月5日委員会決定に基づきまして、審査に係る合議は除いて、それ以外の議事要旨と議事録を公表するということを予定しております。本日の委員会の議事についても同様とさせていただきたいと存じます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、行政課長、ご説明をお願いします。

【山崎行政課長】 それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、資料1ですが、これは先生方の名簿を入れてございます。ご参考にしていただければと思います。

資料2に、国地方係争処理委員会の概要をまとめてございます。別紙で係争処理の仕組みをつくっておりますので、これを横目に見ながらご説明をしたいと思います。

まず、委員は、先生方ご案内のように、「両議院の同意を得て、総務大臣が任命」ということで、任期は3年でございます。

行為制限といたしまして、守秘義務、それから政党役員就任等の制限ということがかかってございます。

それから、場合によってですが、審査の申出に係る事件に関して専門の事項を調査するという場合に、専門委員を委員長のご推薦によって総務大臣が任命する場合がございます。

それから、会議でございますが、委員長が招集していただきまして、定足数は、「委員長（又は委員長代理）及び2人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない」となっておりますので、案件が生じた場合には、これにのっとりましてやらせていただこうと思っております。

それから、議事でございますが、「委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」となっております。

それから、審査手続きでございます。審査の申出ができる場合、これは国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他の公権力の行使に当たるものに不服があるとき、国の不作為に不服があるとき、それから、法令に基づく協議の申出を地方自治体が行ったのだけれども、その協議に係る義務を果たしたと認めるにも関わらず調わないときに審査の対象でございます。これ以外は、逆に審査の対象ではないということでございます。

審査の申出の期限でございますが、国の関与に対する審査の申出の場合には、関与があった日から30日以内となっております。

審査の結果、どのような手続をとるのかという話になるのですが、まず、自治事務に関して国の関与があった場合の審査ですが、国の関与が違法ではない、かつ不当ではないというときには、地方公共団体と当該行政庁にその旨を通知いたします。国の関与が違法又は不当な場合には、国の行政庁に対しまして必要な措置を講ずべきことを勧告いたします。勧告の内容は、当該普通地方公共団体に通知をする。

これが、法定受託事務の場合は、少し国の裁量が多くなっておりまして、少し感じが違っております。法定受託事務に関する国の関与の場合には、国の関与が違法でない、これは「不当」が入っておりませんで、違法ではないというときには、地方公共団体と当該行政庁に通知をする。国の関与が違法なときには、行政庁に対して違法だということで、必要な措置を講ずべきことを勧告するとなっております。勧告の内容は、あわせて当該地方公共団体に通知するというので、自治事務と法定受託事務におきまして、事務の性格上、こういう違いがございます。

それから、国の不作為に対する審査の場合ですが、審査の申出に理由がない場合には、同じように地方自治体と行政庁に通知をいたします。審査の申出に理由がある場合には、当該行政庁に対しまして必要な措置を講ずべきことを勧告し、その内容を地方公共団体に通知するというのでございます。

それから、協議に対する審査の場合、これは普通地方公共団体の方、つまり、都道府県、市町村がちゃんと協議をする義務を果たしているかどうかを審査すると。その結果を地方公共団体と行政庁に通知するというのでございます。

いずれの場合も、理由を付しまして結果を公表するというのが必要でございます。

それから、いざ事件が起きましたときでございますが、審査及び勧告は、審査の申出があった日から90日以内に行われなければならないとなっております。そういう場合には、先生方にかなり詰めたご苦勞をお願いすることになろうかと思っております。

関係行政機関の参加でございますが、これは適宜そういう申出がある場合、例えばある大臣の関与だけれども、他の大臣も関係するとか、そういう場合には、関係行政機関が申立て又は職権で手続に参加するということができます。

それから、証拠調べでございますが、委員会は、必要があると認めるときには、職権又は申立てによりまして証拠調べをするということで、適当と認める参考人を持ってくるとか、あるいは鑑定を求めることもできますし、書類その他の物件の所持人に対して提出を求めるとか、物件を留置するということもございます。必要な場所につき検証することもございます。審尋もあるということでございます。

国の行政庁の措置でございますが、これは、勧告を受けた国の行政庁は、勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知すると。委員会は、そういう通知を受けましたら、審査を申し出た普通地方公共団体に通知するというところまで手続がございます。委員会の方は、勧告をした後に、国の行政庁の措置について説明を求めるということもできることになってございます。

それから、場合によりますが、審査の申出があった場合に調停案を職権で作成して、それを示すと。受諾を勧告するというようにもできるようになってございます。

それから、この国地方係争処理委員会が終わった後の手続、あるいは国地方係争処理委員会の手続が間に合わなかったときでございますが、国の関与又は不作為に係る審査の申出をした地方公共団体は、高等裁判所に対し、当該審査の相手方となった国の行政庁を被告として、取り消しとか不作為の違法確認の訴訟を起こすことができるようになってございます。これは、委員会の審査が出たのだけれども、その不服があるというとき、勧告を受けた行政庁の措置に不服があるとき、それから、そういうことがないように思っておりますが、審査の申出をした日から90日を経過しても委員会が勧告、審査を行わなかったとき、それから、国の行政庁が、委員会の勧告が出たにも関わらず必要な措置を講じないときは、高等裁判所に地方自治体の方が訴えることができるというふうになってございます。

以上が、国地方係争処理委員会の手続の概要でございます。

資料3は、参照条文でございますので、これは適宜ご覧いただければと思います。

資料4は、いざ審査になりましたときの手続規定を規則で決めておりますので、それを念のためにお示ししております。

それから資料5でございますが、これは先ほど委員長からお話ございましたが、国地方係争処理委員会の議事の公表についてということで、平成13年2月5日に委員会で決

定したものがございます。これをざっとご説明申し上げます。

1の会議の公開についてでございますが、委員会は、審査に係る合議は公開しないのですけれども、それ以外は公開するということございまして、審査中のいろんな意思形成過程の部分については公開いたしません、それ以外は公開すると。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他委員会が必要と認めるときは公開しないことができるということで、これは案件に応じてご議論賜りながら決めていただければと思います。

それから、委員会を非公開とした場合には、委員会の終了後、委員長又は委員長の指名する者が必要に応じて報道機関に対して議事の概要を説明することとすると決めてございます。

次に、議事要旨でございますが、議事要旨は、審査に係る合議に関する部分を除いて作成し、会議終了後速やかに公表するとなっております。この場合には、発言をなさった委員の氏名は記載しないというふうにしております。

ただ、その後、議事録をつくります。議事録は、審査に係る合議に関する部分を除いて作成いたしまして、会議終了後速やかに公表するというようにしておりますが、これも、公表することによって著しい支障を及ぼすおそれがあるという場合には、全部又は一部を公表しないことができることと決定しております。

議事録には、発言した委員の氏名を記載するとなっておりますので、この辺はしっかりご覧いただいた上で調製したいと思っております。

それから、委員会の資料でございます。委員会の資料は、会議の終了後又は審査の終了後速やかに公表するものとする。ただ、公表することにより、やはり著しい支障を及ぼすおそれがある等、相当の理由があると認める場合は、これを公表しないこととすることができるとしております。

それから、公表の方法でございますが、コンピュータネットワークに掲載するというところで、具体的には総務省のホームページに公表するというふうにしております。

以上が、公開の関係の扱いでございます。

それから、最後に、今まで国地方係争処理委員会にこういう審査の申出があったというところについてご紹介いたしたいと思っております。

資料6-1でございます。これが、まず初めにありました、関与といいますか、協議に関する審査でございます。

横浜市の案件です。勝馬投票券発売税。これは、横浜市が法定外普通税として、いわゆる馬券の売り場に税金をかけようとしたことについて、総務大臣が、協議の結果、不同意としたということで起こった事案でございます。

平成12年12月14日に、法定外普通税として勝馬投票券発売税を新設することを内容として条例改正をして、条例案を可決したと。この税は、横浜市内の勝馬投票券発売所、馬券売り場における勝馬投票券の発売に対しまして、勝馬投票券の発売を行う者に課されるものだ。同市内における馬券の発売額から払戻金等に市内の発売割合を乗じて得た額を控除した額を課税標準として、税率は100分の5であると。かなりの率の税をかけようとしたわけでございます。

横浜市は、条例を可決した後でございますが、12月21日に総務大臣に、地方税法669条の規定に基づきまして協議の申出を行いました。総務大臣は、13年3月30日に、同法671条の規定に基づき不同意といたしました。この結果、同意がなければ法定外普通税というのは効力が生じないことになっておりますので、できないということになったわけでございますが、横浜市長はこれを不服といたしまして、同年の4月25日、国地方係争処理委員会に対して、同意をすべきである旨の勧告を求める審査の申出を行ったわけでございます。

その結果、色々きめ細かく議論をしておるわけでございますが、結果としては、総務大臣は、横浜市の勝馬投票券発売税新設に係る協議の申出につき、2週間以内に横浜市との協議を再開することというふうな勧告をしたわけでございます。これは色々経緯がございまして、きめ細かく本当に同意をしない理由があるのかとか、そういうことまで立ち入って議論しておりますけれども、協議というものが、お互いが誠実に歩み寄りながら議論をすべきものであること、それから判断のポイント等を示した上で、こういう勧告をいたしてございます。

判断の要点でございますが、これは、不同意ということが日本中央競馬会法上の基本的な仕組み自体に重大な負の影響を及ぼし、それから、日本中央競馬会による国の財政資金の確保という施策に重要な負の影響を及ぼすものであるかどうかについて、地方自治法及び地方税法で定める協議を尽くさずになされた。だから、瑕疵があるので、もう一回協議を再開しなさいというふうにしたわけでございます。

この後の経緯でございますが、参考までに申し上げますと、7月24日に総務大臣に対し協議を再開すべき勧告があったわけでございますが、8月7日に総務大臣は不同意を取

り消した上で横浜市と協議を再開いたしました。その後、いろんな経過をたどりまして、平成16年2月に、横浜市は市税条例の改正条例を廃止する条例を市会に提出いたしました。市がこれを可決したという経緯をたどってございます。

これが実体判断まで入ったという例でございます。

次が、資料6-2でございますが、新潟県からの審査の申出に関する国地方係争処理委員会の判断ということでございます。

これは、平成21年の事案でございますが、新潟県知事の方から申出がございました。具体的には事案の概要に書いてございますが、国土交通大臣が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する北陸新幹線長野・上越間、上越・富山間、富山・金沢間の工事実施計画を認可するというにつかまして、全国新幹線鉄道整備法上、国土交通大臣は、その認可に際しまして、新幹線鉄道の建設費用を負担すべき都道府県にあらかじめ意見を聞かなければならないとされていると。本件の認可が、意見聴取手続に重大かつ明白な瑕疵があるから、無効な行政処分であると。その結果が新潟県に不利益を及ぼすので、適切な措置を講ずべきである旨の勧告を求める審査の申出を行ったわけでございます。

もう少しだけご説明申しますと、国土交通大臣が認可の相手にしておりますのは、この独立行政法人でございます。独立行政法人が認可を受けるに当たっては、国土交通大臣は費用を負担する都道府県の意見をちゃんと聞きなさいよという規定があると。その意見を聞くことが尽くされていないから、この認可について瑕疵があるのではないですかということだと思います。

そこで、判断の内容でございますが、これは結局のところ、先ほど申し上げました国地方係争処理委員会が審査をする対象となっておらず、該当しないということで却下をすることになりました。

要点でございますが、先ほど条文に基づいてご説明をいたしましたが、国地方係争処理委員会の審査の対象は、地方自治法第245条が規定する「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」に該当するものとされておるということで、直接に国の側が新潟県に関与しているものであれば対象になるけれども、今回の申出の対象とされているものというのは、国土交通大臣が新潟県へ意見聴取をする、それから、国土交通大臣による機構に対する認可ということなので、これは該当しませんよということで判断をしたわけでございます。

参考までに、その後の経緯でございますが、結局、新潟県は、この却下判断に関しまし

て、訴えの提起はいたしませんでした。平成21年12月25日に新潟県知事と国土交通大臣との間で面談が行われまして、負担金を22年度当初予算で計上しております。しかし、その後、国の対応が不十分ということで、平成23年度予算には負担金を計上しなかったと。24年の2月17日、今年でございますが、国土交通大臣と知事との面談におきまして、新潟県は事業費の負担の支払いに必要な措置を講ずることに合意をしたという経過をたどっております。

これまで正式に審査の申出がありました2件でございます。

以上、ご説明申し上げます。

【小早川委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様から質問等ありましたら、どうぞ。

私から。最初に、仕組みと手続のご説明があつて、これまでの案件2件についてのご説明があつたのですが、2件目は結局、対象に当たらないということで却下すると。却下という言葉は、地方自治法上は出てこないわけですよね。

【山崎行政課長】 はい。

【小早川委員長】 これは結局、どういう落ちつかせ方にしたのですかね。

【山崎行政課長】 記録を見ておりますと、審査申出はあつただけけれども、今回の国地方係争処理委員会の権限に属する対象ではないというふうに申し起こしてございまして、それで主文としては、「本件審査の申出を却下する」という言葉を使つてございまして、当時、地方自治法の議論をしているときには想定をしていなかったケースだと思いますが、実体判断に入っておりませんので、却下という言葉を使つて表したのだと思います。

【小早川委員長】 その後、何かこれを明文できちっと受け皿をつくるのか、そういう話はないですか。法律改正するか、委員会としての処理要領みたいなものでやるとか、それは色々あるかと思うのですが。

【久元自治行政局長】 当時の委員会で、明文で規定すべきだというような議論はなかったと記憶しております。また、私共も局内でちょっとそこまで検討したことはございません。

【小早川委員長】 では、これは、こういう手続というものの性質上、こういう場合には却下になるのは当然だという考えなのでしょうか。

【山崎行政課長】 そうですね。結局、国地方係争処理委員会の審査の申出対象ではな

いものが来たときに、棄却とするわけにもいきませんので、実体の判断もしておりませんので、条理上、却下という取り扱いをしたということで。変な話ですけれども、あまりこういうことが頻発するようであれば、いろんなことがあるかもしれませんが、ごく例外的なケースではなかったかというふうに考えたのではないかと思います。

【小早川委員長】 わかりました。

他に何か。

【高橋委員長代理】 山崎課長が横浜市の事例で報告された最後のところですが、結局国は、不同意の取り消しをしたのですよね。

【山崎行政課長】 はい。

【高橋委員長代理】 その後、横浜市の対応についてお話ししたと思うのですが、どういう対応をされたのですか。

【山崎行政課長】 13年8月7日に不同意を取り消しましたから、そういう国地方係争処理委員会の勧告に基づいて、そのポイントを押さえて協議を再開するとしたわけですが、協議をしている最中に横浜市の側の実体的な判断が変わったということですし、具体的には、この間に市長さんもお代わりになっておりますので、そういうこともあったかと思いますが、結果的に、こういう条例については、もう適用しないというふうなご判断を横浜市の方がなさって廃止をされたということだと思います。

【高橋委員長代理】 では、条例案はつくったけど、この場合には適用しない。

【山崎行政課長】 はい。その結果、この条例を廃止する条例を市議会に出しまして、市議会はこれを可決したということでございます。

【高橋委員長代理】 わかりました。

【小早川委員長】 関連して。そういう後の経過は、当委員会には報告があったのですか。つまり、この勧告自体が協議を再開することという、いわば最終決着でない勧告だったわけですよね。ということは、委員会としてもこの案件にその後も関心を持ち続けているということではないかと思うのです。だとすると、後がどうなったかということについては、委員会はどういうふうに把握したのか。また、今後、こういう似たような処理の仕方もあるし、いろんな処理の仕方があるわけですが、その場合に、勧告した後、どうなっているのかというのを、委員会が把握する手立ては。

【山崎行政課長】 先ほどちょっと申し上げましたが、250条の18という規定で、勧告を受けた国の行政庁は、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を委

員会に通知するというのがございます。それで、当時、総務省の側は、8月7日に不同意を取り消しまして、協議を再開いたしていますので、これについては、国地方係争処理委員会に通知をしたということになっております。

あわせて、その後の経過は、国地方係争処理委員会の方に適宜お話を申し上げていて、こういうふうになったということをご説明しているということで、申し遅れましたが、仮に案件がなくても、年に何遍かお集まりいただいておりますので、そこでご報告をいたしてございます。

【小早川委員長】 この件については、国側、総務大臣が不同意を取り消したということで、勧告に対応する措置がとられた、委員会としてはそれで一応、形式的には、この案件は決着がついたということになる。その後はどうなっているのかということは、事実上のお知らせがあったと。

【山崎行政課長】 はい。

【小早川委員長】 他にいかがでしょうか。

【渡井委員】 すいません。私から1つお尋ねしたいのですが、審査手続で何が対象になるかというお話に係る問題ですけれども、関与や許可ということは何であるかというのは比較的わかりやすいと思うのですが、やはりその他の公権力の行使という部分については、行政法の一般論としても色々と議論があるところかと思うのですが、これは当たるという具体例がもしありましたら、ちょっと例をお教えいただけますでしょうか。

【山崎行政課長】 ちょっとすぐにはぱっと出ませんが、実は当時の立案過程でいきますと、ここに書いてあります是正の要求とか指示だとか、許可の拒否とか、そういう処分に当たるものはわかりやすいのだけれども、国の諸々の地方への関与につきまして、拘束力を有していると。つまり、平たい言葉で言いますと、言うことを聞かないといけなくなっているものは幅広く当たるというふうに考えていまして、そういう意味で、公権力の行使に当たるものとしているわけでございます。

ですから、そういう意味で、地方の側で助言とか勧告だとか拘束力がないというふうに明らかにされているものは当たらないというのはわかると思いますが、拘束力があるかのように受けとめているものがあるとすると、先ほどのお話に関連いたしますけれども、審査の申出が出てくる可能性はあるわけでございます。

そこは、当時の立案過程の議論でいけば、初めから窓口をすごく狭めるのではなくて、できるだけきちっと対応しようという議論はしておいた記憶がございます。

【渡井委員】 ありがとうございます。

【小早川委員長】 他にいかがでしょうか。

それでは、他に特にご意見等ないということでございましたら、以上で予定の議題は終了しましたので、本日の委員会はこれもちまして閉会とさせていただきたいと存じます。

本日の委員会の議事におきましては、審査に係る合議に関する部分はありませんでしたので、先ほど申しましたように、議事要旨と議事録を委員の皆様にご確認いただいた上で会議資料とともに公表したいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。